

## 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（起草委員案）

### 1．背景

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物については、これまで農林水産省において、飼料安全法に基づき、有害畜産物の生産防止、家畜に被害が生じることによる畜産物の生産阻害の防止の観点から、安全性確認が行われてきたところであるが、このうち、遺伝子組換え飼料又は飼料添加物を家畜が摂取することに係る畜産物のヒトへの健康影響の評価については、平成15年7月1日以降、食品安全委員会において行われることとなった。

### 2．基本的な考え方

一般的に、飼料に係る食品健康影響に関しては、当該飼料中に含まれる有害成分が、家畜への給餌を介して、肉、乳、卵等の畜産物中に移行したり、飼料中の成分が家畜の体内で代謝され有害物質に変換・蓄積される可能性等を考慮し、当該飼料及び畜産物の安全性を評価することが合理的である。

また、飼料添加物に係る食品健康影響に関しても、当該飼料添加物中に含まれる有害成分の肉、乳、卵等の畜産物中への移行等を考慮し、当該飼料添加物及び畜産物の安全性を評価することが合理的である。

このため、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価においては、以下の考え方に基づき、個別に対応することとする。

基本的に、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価においては、遺伝子組換え食品や遺伝子組換え微生物を利用して製造される食品添加物と同様、既存の非組換え体由来の飼料あるいは飼料添加物を対照とし、新たに付け加わる可能性のあるリスクについて評価することが妥当と考えられる。

### 3．安全性評価の方法

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価を行うに当たっては、

当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、

当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中の遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性、

当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中の遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性

があるかどうかを考え、そのような可能性が考えられる場合に、当該飼料若しくは飼料添加物に由来する畜産物を摂食することにより、ヒトの健康に影響がないかどうかについて評価することとする。

(1) 上記 ~ に示される可能性がない場合は、食品健康影響評価は必要ないと考えられるが、基本的に、下記(a)(b)の場合を考慮した上で、安全性についての判断を行うものとする。

(a) 挿入された遺伝子によって、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるものについては、当該遺伝子が作るタンパク質若しくは遺伝子が肉、乳、卵等の畜産物中に移行するということは報告されていないことから、当該飼料若しくは飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物には安全性上の新たな問題は生じないと考えられる。

(b) また、食品としての安全性評価が終了した遺伝子組換え食品については、当該遺伝子が作るタンパク質等の安全性が既に評価されていることから、その成分が家畜等において有害物質に変換・蓄積されること等を疑う合理的理由がない限り、これを摂食した家畜由来の畜産物について安全上の問題はないと考えられる。

(2) 上記 ~ のいずれかの可能性があると考えられる場合には、当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物に係る安全性評価が必要である。

この場合、遺伝子組換え飼料については「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」、遺伝子組換え飼料添加物については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行うこととする。なお、個別事例に応じて、必要な資料を求めることも想定されるが、これらも含め、総合的に安全性の評価を行うこととする。

#### 4. その他

遺伝子組換え飼料であって、かつ食品としても利用される穀類等の場合については、原則として、食品としての安全性評価も同時に行われるよう配慮することとする。